

射水市奨学金を利用して大学等へ進学された学生さんを応援します

～射水市に住もう！射水市の会社で働こう！～

要件により射水市奨学資金の返還を免除します。

(1) **対象者** 本市奨学金の返還中又は返還を開始する方で、(3)の要件をすべて満たす方

(2) **年間免除額及び上限額**

1年ごとに申請を必要とし、免除額は1年間に返還すべき額全額とするが、貸与総額の100分の10を乗じて得た額を上限とします。

(3) **要件**

- ・申請時において、本市に1年以上居住していること。
- ・申請時において、本市に本社を有する企業又は主たる事業所を有する企業に常勤の社員として1年以上従事していること。(公務員は対象外)
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・奨学金の返還を怠っていないこと。

(4) **手続き** 毎年度4月末まで減免申請書の提出が必要です。審査後、奨学金の返還が免除されます。

射水市奨学資金の返還免除イメージ

卒業後1年目 (返還猶予期間)	返還1年目	返還2年目	返還3年目	返還4年目
4月1日～ 市内居住+ 市内企業就職	奨学金総額の 10/100 免除	★★ココに注目★★ 返還期間を10年以上に設定し、毎年要件を満たした場合は、 申請すれば貸与総額の全額の免除が受けられます。		
5月退職又は市外転出 2月市内転入+ 市内企業就職	免除なし			
		4月1日～ 市内居住+ 市内企業就職	奨学金総額の 10/100 免除	
			2月転出	免除なし

* 本市に本社（実質的に事業活動が行われている場合に限る。）又は主たる事業所を有する企業

「企業」とは、大企業・中小企業者（個人事業主を含む）を指します。「主たる事業所」とは、法人の場合は、本社機能のある事業所又は各業種における主要な事業所（営業拠点・生産拠点等として位置づけられる）をいいます。なお、本社機能とは、「法人の経営意思決定部門、総務・経理・人事等の各種業務統括部門が存在する事業所」を指します。個人事業主の場合は、自身が代表として営む主要事業所（店舗、工場、事務所等）をいいます。

* 射水市に本社又は主たる事業所があり、市外の支店に配属された場合は対象になります。（配属に伴い市外に転出した場合は対象になりません。）射水市以外に本社又は主たる事業所がある企業で、市内の支店に配属された場合は対象になりません。

【問合せ】 学校教育課（射水市役所本庁舎）

TEL : 0766-51-6635 MAIL : gakkou@city.imizu.lg.jp

